

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行

國村公認会計士事務所

〒760-0080 香川県高松市木太町1870-1

TEL: (087) 813-0826

URL: <http://kunimura-cpa.jp/>

F P

税務会計

個人向け社債型のソーシャルレンディングが登場 「貯蓄から投資へ」を後押しする存在になるか？

確定申告の「留意事項」を公表 配偶者控除や医療費控除の注意点

ソーシャルレンディング比較サイトを運営するクラウドポートは、1月8日に新サービス「Funds」の口座開設受付を開始した。「Funds」は事業資金の借り手企業と投資したい個人を繋げるサービス。従来のソーシャルレンディングに見えるが、スキームは個人向け社債型といえる。

ソーシャルレンディングは個人が気軽に投資でき、運営側も低コストでサービス提供できるが、金融庁が匿名化指導をしており、貸し手が借り手の詳細情報を得られなかった。「Funds」はその問題の解消に「借り手企業のグループ会社へ投資」というスキームを構築。借り手企業を貸付元とし、情報の開示を可能とした。また、借り手を上場企業や監査法人の監査を受けている企業等に限定。一定の経営ガバナンスが担保される、個人向け社債の性質を持った金融商品といえる。

利回りは従来のソーシャルレンディングより低い年率1.5%~6%（税引前）を予定しており、運用期間は4カ月からと短い。個人向け社債で人気のソフトバンクが7年で年率2.03%（税引前）、SBIが2年で年率0.48%（税引前）であることを踏まえば注目に値する。

市場規模が年間1.4兆円ともいわれる個人向け社債。発行即日完売することも多く投資ビギナーには馴染みが薄いが、「Funds」はスマホで低額から投資でき、一気に市場を広げる可能性もある。政府の成長戦略の柱である「貯蓄から投資へ」を加速させる存在になれるか要注目だ。

国税庁は、2018年分の所得税等の確定申告スタートを目前に控え、「2018年分の確定申告における留意事項」をまとめて公表し、注意を喚起している。留意事項は、「配偶者（特別）控除が変わる」、「医療費控除について」、「住宅ローン控除の誤り等に注意」など全9項目。

配偶者控除については、2018年分確定申告から控除対象となる配偶者の範囲が拡大されたほか、高額所得者については配偶者控除が廃止・縮減されており、具体的な適用対象収入等を説明。対象となる配偶者控除の範囲は、配偶者の給与収入金額の上限が141万円から201万円（合計所得金額ベースでは76万円から123万円）に拡大されている。

医療費控除については、医療費の領収書の提出が不要になった代わりに、「医療費控除の明細書」（集計表）の提出が必要になる。また、医療費控除との選択で適用できるセルフメディケーション税制について説明している。

住宅ローン控除については、(1)住宅取得等資金の贈与についての贈与税の非課税特例（贈与特例）の適用を受けたにもかかわらず、その適用を受けた住宅取得等資金の額を、住宅の取得価額等から差し引いて住宅ローン控除額を計算しなかったケースや、(2)居住していた住宅について、譲渡特例の適用を受けたにもかかわらず、住宅ローン控除を受けたケースなど、近年目立っている適用ミスについて説明し、注意を喚起している。

今週のキーワード

個人向け社債

企業が事業資金調達のために発行する債券、社債は通常機関投資家向けに発行される。最低購入単位も1億円程度であることが多い。それに対し、個人投資家向けに最低購入単位を低くして発行したものが「個人向け社債」。代表的なソフトバンクの個人向け社債は100万円単位で、SBIホールディングスが発行するSBI債は10万円単位、マネックスグループのマネックス債は1万円単位と、各社で最低購入単位や利率、満期日が異なる。